洋夷記　弐拾

歴 和 第二百廿二号

和書門 類
四二六一四 號
一三四 函
四 架
三六 冊

内閣文庫
和書 類
四二六一四 號
三六 冊
八五 函
一〇 架

内閣文庫		
番號	和	42614
冊數	36（20）	
函號	185	182

国立公文書館
National Archives of Japan

封廻状

浦賀奉行組同心

一下通等之上
白痴不審之筋

吉村一郎

當巳十七

右ハ井戸對馬守殿役宅ニおゐて轄廣取扱補之旨

萬事申渡之

七月十一日

七月廿二日

円海円蔵儀之節分酒町来ニ付右衣服上ニ而役人見え
重出候右相願候ニ付勝手次第右相済候ニ付昔之通日限之義
之松平河内守岩瀬殿理へ申合候様被仰付候
向々江可申之旨被達候事

七月

七月廿四日

御座之間

御役替

大目付格

西丸留守居

筒井肥前守

御勘定組頭

菅岡利右衛門

大目付

御勘定吟味役

竹内清太郎

右於御前被仰付之畢

同日

大目付

井戸石見守

筒井肥前守

御勘定奉行

松平河内守

川路左衛門尉

御目付

鵜殿民部少輔

一色邦之助

御軍制御改正ニ付
御取調頭取御用可相勤候
岩瀬修理

右於新番所前溜伊賀守申渡之老中侍座

月日

海陸御備向御用并兵器之儀懸り之御用向
大目付
同井肥前守

是迄通可相勤候学問所御用も
御免被仰付候是迄之通被下候御手当之儀
思召を以被下之

御勘定吟味役
岩田利次郎

海陸御備向御用并海岸御台場御普請
大筒鋳立大船其外御船製造御用可相勤候

右於同席同人申渡之

寛政七月十七日御用番牧野備後守殿へ
長崎表ゟ白帆之渡候旨去ル八日巳上刻注進有之候
処、阿蘭陀商売船ニ而船ニ候ニ付右之外ニ様子相改候
之由、従水野備後守被仰渡候旨返事申来候ニ付、右之趣
申達候間此段申上候以上

七月廿九日　　　　　　　　松平主殿頭

七月晦日

一　円海の三尾場之円心青の三尾場の割合之支配樋
揚の畑方様深当国沼所の請負ニ而今日ゟ
の識之ニ而御座候も左塩之加減ニ而の三尾
場ニ而の掛樋而哉の望
　畑の三尾場六ケ所の識之ニ而御座候江伴湖
之苗引海之澪帆来有之際往ニ而遣之
御座候

七月晦日

武術之家者風俗専一ニ而不相備之家者無之筈之事ニ勉励被
候節句調之事ニ付是迄安之不遠至極候而猶篤与候
遠之者共之存寄ニ事ニ付而ハ是迄相心得候得共寒之至
深業熟練厚有志不宜風俗ニ而押移候ニ付此如何之事
ニ候得者旁以此上猶不洩ニ心懸兼而心得之者共兼而実
用之深業ニ専ら致ニ而有之様心掛ケ寄々能ニ心得
無之様相心得候
右之通向々江可被相達候

七月

同月御用番へ

一 長崎奉行九月従出野総蔵当
波地出ると申蘭ハ家来之者出帆候付交易吧頭役右
甲比丹ニ書簡差出候ニ付波羅来ハ当書之外蔵来船一艘
をも可被差来旨申中此ニ付右船長崎港江被差廻候
ニ付焼油同留筆ニ而右申達候円浦江入港御届申上候
此段御使者申上候以上

七月晦日　松平肥前守
使者

右ハ咬𠺕吧役所ゟイキリス船長崎へ参り候ニ付為案内文通之写

壬七月朔日

御膳手ゟ
御暇

金十枚
時服二
拝領

長崎奉行
遠川尾右佐守

閏七月十三日

御鉄炮箪笥奉行
新庄服蔵

右者御付有之候処古筆形屋源蔵屋中列座大和守
申渡之

加利保児記事

奥州仙臺の藩臣大番組の侍に丸今忠助と云者あり幼若の時より闊量大志の節ありて世界の図を見る毎に我日本国の僅小なるを歎し思慮を長とするに従ひ文学を好み算法を能して壮年にして仙臺を亡命して松前へ奔り算法を指南してありしハ文化の初頃にて〔今案の聞ル綾ルをきくきにして亡命／せしは文ハ忠助か男にして亡命せし〕松前に立留せし事凡三年を経松前着岸する回船へ便乗せし事ありより て忠助の所存大に叶ふにて其身営として松前にて漂米を渡ル べきとの技術をもふべきとあり擒まるに松前漕渡くるに付て彼忠助の所存莫を好るに幸ひの船ハ如何なる所にや漂米

手信し縁となるより容易ならぬ事ども多く武人の為に彼得地
の一条より片松などの演貴容易の事にあらずとて演貴の料償
ふべき範に外れ交易掛合も彼忠助ぬしより出し事に志やと
いぶかしきるのも有しかば其の事とも合せ考ふるに首尾
へ渡りし事挙いふに度量の然なりとも実然と思ひ立し
事にはいかる處ありて彼是と苦みのありしより思ひしに
し事なるべし　されども忠助松などは是止むべき處にあらず
されはとて辞して更き得て済ましんとするは洪淡なより先
わんは為に猶人とてその言の所にも合符なりと定めをして松などを
去りて沙滔を知るとて忠助いふに斗ひあるん男女卑人余りを

奴隷として一船に乗り家り魯西亜国へ渡り流して去秋八月本
国之の親族に棄本国にありて八皇の扇夏の人を成よりきたる
るありあれは暫く国を遊てけちに適れしと在るれ十国の浮
とるべき事をえかしとそ中ける
忠助の聞て志を知は古の尭舜の民とあるは皆淳僕朴の風
まで良れは教ふるに仁義忠孝の道を以てきたる几絶撲の
風俗積の他死去さるる事なるべし我前其の志偏を
たふとして来る間けたる国を治め同んとやと撲よりの志
願なりとそ
此道て清を国んるに男女の淫者も崇敬ありて是近日本国

の船漂着し是も数多く何地となく人皆船を水主の者に
て記事の事柄文に寄せて文字をは尚文一度の文字なるへし然れ
る者のを好みけれは患難ら音信より座候同族の諸事を始め
文字武技の事までも船を水夫に較へんては今底くもなく
如何にも日本諸国の親族あるまてそと今といふ日本にて
は高く立るも文字なや既に三千年の記事をもつとときへ唱る
ましまさは諸国の親族荒令と唱るも然るへけれと詳細何
りて富栄なるは皆技能を蒙りてありしか之年月に諸国殊に悦しき
ま首て和や角とある物言に患難中は家日本へ申きし始はさ
ならりの様は乞ひ受へしとも申よりさらは遠日本の如く船を

遣りて水夫共も悉く日本人の如く髪を剃しまた其中へ患難ら
従者共之を人と交て格別に没し彼合併諸蕃出て蕃夷の老人
より我朝の様を存する所諸は二第なくも之子俵を没して地
思罔日亜国王には詳文を既に首ていかにも日本国の親族なる
事様に廊きに犯されとも之子俵の様ら容易に手ふれきこともふ犯
ききるをとかく二事なく遣りし事患難らなにも遣はあ
そさるは朕か魯国の中をも患難に与へて永く朕か藩とせし
きも首まて日本へとき国をも与ふるにて彼か魯国の属ともなる
底し速揺いて加利保尼亜と云一国をも与へて其国の王に封し
ぬけ加利保尼亜といふ国は大東洋の中にして西北より東南に亘

りて殆ど日本六十余州に拘しくらべき程の一大洲なり其南
の尖端我奥州金華山の正東に当りて金華山を距る事
僅に二千里とぞ
予推して日海と僅に二千里を距るとの天度測量する所
は必ず地の出をつんかるか洲地の緯度小にして凡は十分の一もなく
かんかるなれは蝦夷東濱の人くに必正東に当あるかを知べき
事なるに大東洋の説によりて其辺迄て国あるかを考
ざる者洲に至る説を出して敢て見る者ありてとかく我日本
華山より沖へもし漂流の者我服洋中にて鶏鳴の声
を聞し事ありといふ説は既に本年のつも有ふ口碑

の湾へあり其辺の海上は朦朧の気にて海上十里を
隔る時は其洲をつんきてとやせし文化七庚午年高橋景保
が命を蒙りて著せし地球図にて右の辺に其地を書き
また大東洋とあるのを然る其の海上は殆ど其地連綿
として海洋にあらずしてカリホルニヤの東地の尖端は我
武蔵の国の正東にも当るべしといふにや
加利保児亜の人民朴質なる風俗にて忠貞の如く仁
義忠孝の道を教諭し干戈の患なき事は城郭とてもなく
く一国多くは洞穴にて夏多く住居を須は家を作る事も数
ておく究北来るとぞ年歳の宮室は農の耕に非の用を交

て宮にあり海濱魚を漁して然るにや凄く都花甲にたする談聴見を
に申談して海濱に事業しけるとて新外教化能く行はれて一国
の人民挙て忠助を尊信せる事神聖のごとく此忠助閏辰年に
掠誠也けして男子並人あり其人は加利保尼亜の韻封せて漂流
は文外夷の加利保尼亜国より千倍大なる国土の富有子なりし
忠助か云如く漂流して行し帰帆も頗るくは何の道の極女福まて行
りしや彼国手渡りて渡り毎朝秋田の方を見て遙拝して
日本の帰くに行経せるを見て彼国の婦女も其風に化して
毎朝秋田の方を遙拝して祝詞をさえ秋田の云葉にして
行しとの及父への風云葉にすると唱へて行経まても云を云如く

まてる時ハ我国土のごとく尊重する男子を出生あへしと彼国中の人
民とも容貌四服其鼻梁領まて我日本の温雅なる貌に比され
れハ卑くけるなるや既にせん年伊都の民俗音声支那の音に通亜
に漂着せし漢波地の人日本土俗の漁者の似貌言語をおしして
如此の夷の尊男子ありやと問しを首しと云ふ此忠助に
貌容魂ありきて二子ハ経文なるその風ありとして尊貌なるよし
我国の人彼国の婦女と配合して子を儲るものハ此尊貌なる
虫同族類といへとも其国の風俗よりして容貌かく尊貴なるを
含蓄のよしのあるてかし忠助彼国土に封を受て日本我国の
人漂着を福もけれと文学武技に於て万語するときてへきものとて

はなく此国を忘ふんで切なるよりて早く加利保児国へ来
るへきよし他斎蘭の帝王へ申試せしとて猶更るに早く
も信なきとなる事能ふへきもなく密に舟を通し文句ほ絶ゆる
事しや是よ因て他斎蘭中今回来る二男門名章次郎となる
ものは沼也の眠加利保児国へ行き十六才の時渡国せしとて携ふる
よ十里の幼稚にて只一人行へき事なりとも此時親族ほ彼是
渡世せし時皆ゟ嘱して行しむるへし
加利保児保亜国の第如何は朴質の風俗にて許忠助ゐる
信也るものは大方なりきてゐとそは章次郎ほ案内させる時は彼の
古谷は民大躍踏して国王を拝し感涙を流して俳ぃ庵

くもなく一国中皆ハ日本の言葉のみにて忠助をハ来りより日本の
風なり章次郎帰る時皆重て請ふとても来る時の為とて彼
国の印の籍を与へ其外種々の品を授与て帰りしとそ此章
次郎ハ後右衛門と今回米利堅に七百石の中を七俵ふちして分家
せしめ閏辰年二十才になり此ハ彼国へ渡りし八十五六年以
前の事なり此章次郎国中の用向にして閏辰の年洋蕃へ
赴しが此人へ有をる語学しもの其名をなるへしとて是より学
しるすく右辺に読く聴へし事ものりしや閏
御代の物よ他斎蘭へ加利保児王忠助が事取問せ給ひしよ
如何の御命のけらんかと日本を振て忠助事ハ先年亡没せし

後更に伊清を知りまてと對へ亦外出へ渡りて漁りしとかのも
盲より追兵せぬひしか是も此時ハ亡命して居りまてと
對へとし其故幸次郎か深秘にて幸次郎ハわ人に對し
て語るへきすハあらまてしとそ幸次郎母子の後も彼か彼出へ從
隱まてへしと知るに於ひてかとの事なく手中に忠助か
乳母の子如若彼の同し盲ハ追一度渡りつんる事を思ひ之云在の荒直
何れとかしに浮亀濱の香の沖に居るよし幸次郎ハ僭りて浮亀濱
二桶を漁猟の小船に積み流て猟船一艘雇ひ金壽山に船出りし
能順風を待合て沖へ出れるか果して向に山をえんもしれハ
是そと思ひ彼幸次郎ハより手へられぬる彼白の下に隱居し

逮ぬれハやうて彼地にて大兜の首をへ為きりに深夜にお喚きて
ゐ俤ありて程なく大船一艘押卸して追にわたれハ猟師の雇ひ船
ハ手前より漕出して彼追船に寄り移りて彼出へ落し忠上陸して
右忠助主か訴追ハ二百里斗りも隔りぬ山川越て彼地二百里斗の
道ハ彼民とも大勢にて護りして豐に寄せて我学兵の親族来り
給ひしとて如程大切に扱ひ送りぬ忠助主大に悦ひ右様の次第
されとも右他に云附せて右肩せさるか尚もや功勲万葉に優りて
此後の浮亀濱一所を治る時ハ目本にて大人参をあつらぬめく重
宝とまてにて二桶の治膏を寄まて追に都下斗斗を寄に入れ置
西亜王へ進献しそ宗ニ之者宛を此の大臣ほちよへ忠助主一世の富をを

噫て曰く汝唐一斤を食ふのことにて余除絶に見へるきて二桶の大根
そぬれハ糠味噌を悉く喰ひ又上桶を洗ひて汁を呑干たる
ハ全く其味を覚えたるハ猶もて菜飯の類ハ食へし乳母の子某
其後順を云ふて海国せし折からハ数多く呆く忠助をもて
海国を遂りし此時も亦日本船ニ宗せしとて乳母の子海国の後浮
元来此時ハ彼忠助王より授りし種々の中を一口ニ可嘗代者し
て今日を送り豊ニ過る處へ彼国にて遂りし日本船も数多く
皆て大僧城東辺の或王座ニ献せるものを積て日本へ渡し松前
猫の岸ニ抛しして交易せるより連年船り日昆布ハ詩文ニ加利保
児の座上ニ於て昆布商ふ者ハ大僧其國々の座を知り矣

へて居る亢加利保児の座ハ價も安く買とて忠助今ニ霸者を
追ふるきて詩ニ一国一教諭せるものなる亢業籍を学り改めて験證
候へるとて被きてる知業籍を備きてるとあるも我国より改る事
無へし唐云ハ船を通せるとハまてう見きまて悦びしまゝケを忘
るまて

除海

近眼なするものの山ゟ遠景の眺をとふらきて遠耳なるものの秘密
語の音をけるまて是世百歳に人にして其余文字のかるとも知
らまて肩に見れりとまて凡井院愛んを以て天下の大事を量る
ものを眼遠耳の病ひまなるれかとしをハ我一身の上にまて

境の照さるを知らされハ其度宗門の所帰をえんことを能さして常
し一音譚を学て始て西境の国に入て宗門を知らさるの惑あり
彼天地の有ものなりして蝸牛角上の戦争なりして流州道業
のかきと偶言寓誕の説をなして一切信せさるハ非なるへし其よ
主旨として信するも非なる為し主として信してきその
譬諭の理なりして誕として信してへからさるものを為するなし
加利保児備亜島の事なるか地球図にハ北亜墨利加の西南に
当て亜墨利加とハ東紅海一帯を隔る一大海なり高橋景保
か文化七年の地球図にハ全く亜墨利加の地続にして島にハ
非して東紅海ハ只南よりの入海なり島と地続の差ハあれと
新古図とも北亜墨利加に係りて我国の正東に向り凡百里を
隔られハ之千里の外にいる処の図なり此譚のことくにして又外
小国島の大湾あるか但其島の備伝するか文西洋人の地学の粗
要にて北亜墨利加なるものゝ実に我か金花山を距ること僅
五千里なるか又此譚の荒誕なるか実として信しかたく虚
として捨かたし是全く善ヲ庸をとりて善ヲ庸をまなふ
かことく其実に乏し雖し地球新古両図とも加利保児備亜
の大さ我日本ほと大なりとも小なる国にハ非さるなり大国をいふに
実人国の主となりとも我国の人に而忽ち接遇せんこと疑ひなから
ましといふへとも或人の曰是則井蛙管見の説なり此に浪花市中

の地に住るゝの各住宅三寸の地を楽ひて丈小分寸の儀を甘き
僕に市中一里を離れて田郊に到れハ山林の大なるを見人
ならふるもの有り何尤なれハ年く郷の地税にても身自ら
多を労せされハ償ひあしきを以てなり無辞の辺に到り
てハ荒田多くして人足らされ他郷の人にても之を民となん
本を之ふるの旨ハ悦ひて此田地を与ふのことなりき之か年
耕耘の縁に近ハ扶助を与ふるとく家自事の中にても多く旨
懼を能推してんる況外夷ハ騰く頽の思をやとやせし
余疑ハ之れ通りしきて
附論

外夷より家国の窮を示つきてると云ハ再一概に信せさる説
なり是も家国人の目にて窮のミ食て生を養ふものく
思恵にて一日も窮なくて余の有食さんなれ叶ふまじく
少知陥より推して外夷も同しなりと見るハ異して甚疑
窮ゆんなるへしいかにといふに天地の道自生するもの一定なれはなり
主命にまて食ふもの文同しからさて山野の獣肉海濱の魚肉
自然にこそ物多きしよりなるきて足らすくといは見るも同し懼く五方
里の外夷にてハ米穀くの両食ひて生を養ふ事あれハ自ら
を食すれし両にて味も好しとてへし何なれハ家国の米
のミ天地の自の為味とまし（へ）きしれは旨へからさてハ余ミ

来舶せる阿蘭陀より長崎へ来りて米食せんにハ肥前肥
後筑の産米としも能中膏味ある米を好みて食ふべきなり
なるも日本米食ふとも数年にして漫食すれハパンと
いふもの麦の粉にて製しくる菓子なり是本を食ひても
米ちともいふきて牛豚の類ハ一日なくても事かく所すれとも米
のみハ更に一向もせすて是ハ元来米食ひ馴さる為なり原産
山の者ハ常に米食ひて其を善ふ事本国と均数ち地すりされ
とも彼国の米ハ本国の米のめく膏米あらさるゆゑや是
も本国の米ハ食ひ馴ましして本国の如き米のミ食ひてま
くき米なきに薩摩あたりより出る大唐米とふ云膏米

なくして常食多く交りし條ある時ハ米を食ふ事なく是又
米のミよ限きて酒とても又同し本国の米にて作りなせし酒
ハ味よしといふも本国の人常に飲すれしとの思ひより
言触せしなるにて外国ニてハ通しかたしきや阿蘭陀の酒も
本国の麦にて造りし焼酎平陀て和国の酒ハ陀流きて飲食の
味ハ都而見の時より食すれ飲すれしとのことよりれ来遍万国
一睡よ同し海陸つきてる所よハあらまて風濤の険よ千里ふの浪さへ
食ふハ別の事く唯万国一睡よ同しきのよて語てる所ハ金銀銅鉄
の数なるへし是も種々の器よ製し或ハ通宝ニ造りて徳行を
なくまて言別ハあれとも其價ハ今古ニ通して万国一睡矣

なすることのみにかゝはりて外夷の中にも偶には我を称せる者も有
べけれとも我は我といひて之を異とし彼のことなかきるべくて我
は年々に古より出するものなれは得易くして年へ多し倉廩
桐扶の新は古より出するといへとも古を去ぬれは時は毎ひ出する
子ともし一旦に泥みありて得難くして得へ難し是等の
子細を能弁へて外夷よりそふとものも先ン得易く年へ易き
者を称せる文字へうくきてさるを神国の人への己かことを忘れまて
外夷のみは我国の彼ほつきてるとのこと思ふは信しかたきの
一にはあらずや

嘉永甲寅秋七月友人某より借たりし一書を示すものをとて
携へ来試みに繙くに月乃流れに随ひ読み論するに他邦の舎密
聞るところの萬国西亜墨利加加利保児尼亜国の西に討せしと云ふ
書を編めるものにて備てくはしく諸説は頗る定かにはいまた而れと
に文字遊なきにしもあらずて我勝忠助は蘭書に通するより「ク
リユ」諸説を得て此地に入る又属国東察加「アレウツキヤ」諸島の辺に
停泊するを又文書なる諸説にあつさけれと咩哩干遊東の内に渡り
こるもそうくまさに蘭用利弗尓蘇新の用里伏爾泥亜とも黙時
料淵属の処か永く東洋小笠里幹範護国流にかゝり二十一箇所の地
に有すると説ゆ何里鎮大州の内「ホルトアダムス」「アストリア」「ヘランクルンド」

を除て漢国属地「ヒュドソンスバーイランテヒ」の内新漢那耳、新
汙華蘭、新ノルホルクヒ等満て亜墨利亜払国に至る文中演万治帝
漂流の説倍すも小呼哩呼蘇擷那忠ら内蒲里伊児泥亜の内「シ
シトフランシンスタラゲの衆ま風俗言語を外日本ま似寄りたる事あり
といふ説ハ浮ぺきを密位を外　又ベツトホヲルのめしと云海国字高す
国俗苑旗忠ま略同し男婦皆衣裘毛及熊豹熊羆等衣裳とい
小脈ハ加里傅花ま能さる事決せり然りといへとも亦実説を
以て後考ま備んと記
嘉永甲寅秋閏七月上旬

金忠輔傳

忠輔姓金氏或云其先為女真族遇乱皈化故取其國号為姓父某為給士居采邑忠輔幼卓犖不羈頗有材幹独来城下就櫻田修輔讀書不區々乎章句惟渉獵史傳而已屢発難問修輔時或窮焉又従狭川清治學撃剣未曽苦學而得其術侯嘗観闔藩武技於是皆豫習練之獨忠輔不以為意日夜遊松島飲酒放哥及期有人扶而来残酔未醒且

其所（輿）歆者技頗精觀者危之而忠輔竟勝蓋
以其膽大氣充也弱冠耽花街之遊與石港
一妓親好既而土人某亦昵其妓忠輔忿殺
某挨之海久之其事頗露忠輔恐而亡命或
云輿永代暇而出寓松島（前）時蠣崎侯有故封
移簗川忠輔為畫策載千金到江戶謀之權
貴周旋甚至遂復故封侯大賞之問其意所
欲忠輔乃請千金侯笑曰何其功大而望報
之薄也命左右出千金賜之忠輔曰願暫託

之府因辭去抵石港奪前所親妓盛妝飾之
更贐悪少年数輩自服葵章衣冠薄容儀儼
然如一國侯將至蝦夷使人先容々曰幕府
之庶弟有故暫晦迹於蝦夷々人初未信之
既至聚夷人謂曰汝等各言其所欲乃遣使
放松前取嚮所託金悉頒賜之夷人始信之
崇敬甚至忠輔乃自加摸察加至魯斯亞偶
國中有小辭（亂）忠輔討之有功封某土（土）土人大
服之忠輔曰我願足矣然故鄉有叔父未審
安

否且不食郷味既久願獲之遂遣書問其起居請塩菜根数十畨叔父許之相會於海上其事頗有踪跡叔父懼絶之忠輔曰僕所居之地極寒殆将不耐而不肯移者以其近故郷得屢審尊候也今既如是請付炎於南土哀泣而去不知所之後数年有人傳忠輔入加理科爾泥亜為其酋長初忠輔與山岸八弥同至狭川氏途請與遊南部八弥辞以嚢空忠輔笑曰吾有餘貲莫以為意八弥請皈

理旅粧忠輔叱曰大丈夫之行何旅装之有遂槳袴木履而発宿南部驛舎忠輔実無有一銭乃称賣卜者借紅氊安几安二人着袴坐其側八弥揲蓍忠輔断之音吐琅々聴者感賞一夜而得一方金又投一村長家請宿主人不可強而後可之而其所前得一方金已盡無以爲資八弥大憂之忠輔乃散歩後庭見厩有馬竊袖芥子未塗馬両眼及鼻穴陽（陽）為不知者頃問馬苦甚主人遽迎醫於隣

村駭怵無人色忠輔徐請醫之蓄水於一大器出粉藥一囊投之曰是天下一方良藥余所大愛惜也然不忍見病苦請為主人用之以其水洗馬眼鼻其苦忽止主大喜出数金謝之又嘗相一寡婦曰有病入膏肓余有神藥請治之強而與之且曰飲之而糞赤則生不赤則死明日婦閲其糞果赤於是婦大信之謝以金忠輔受而速去蓋其所與者則朱末也逆旅中嘗與一士人同宿忠輔出浴揮手餘滴汚士面士大怒詰之忠輔強辨不屈士曰大丈夫生受此汚辱不若死請詰且至某野無人之地決鬥忠輔笑而諾大被酒熟睡鼾声如雷士通宵不交睫昧爽到其地待之久之不来屢催之忠輔堅臥不起士謂忠輔怯不能来門也於是其奮勃之氣頓消不覺倚石而困睡忠輔憶其已如是徐起問曰昬曰過午忠輔曰可乃至其地接口其耳孔大声唱之士駭起不知所措某膽已奪拜謝

乞和

野史氏曰世傳忠輔為加理科爾泥亜酋長之事久矣嘉永壬子土佐漂民萬次郎還自亜墨利加曰加理科爾泥亜酋長姓曰金氏齢六十餘自謂琉球産蓋忠輔去郷係文化丁卯時年十九或云三十左右距今四十餘年則應六十餘而其言琉球産者為故土諱也可以証世傳不妄矣忠輔嘗銘烟管曰人間如蠖胸宇之大可知也嗚呼忠輔機智材畧不在山田長政之下若使之生戰國必立大功傳爵土而至今也生不遇時惜夫抑方今有事于外夷亜墨利加華盛頓尤其所慮若謀之忠輔必足知其形情動靜且命忠輔買軍艦亦必可辨矣不知誰能行此策也

同七月十九日

御勝手方
御帳

普請奉行

竹内清左衛門

金十枚
時服二　拝領

竹内清左衛門

下野守上作

右諸大夫ニ　被仰付右能美濃守宅中列座大和守

中務

寛宝七月十五日出帆御用付廿五日着之旨

長崎奉行より申遣之字

今十五日異国船入津候而唐人共申ニ付如何様成船ニ而

船主伊勢國御津へ渡来候ニ付長崎奉行へ書籍

差出候様可申上候ニ付江戸ゟ之飛脚到着之日可

申上旨御老中より被仰付候

宝七月十五日

武方記

一 寅七月十七日長崎ゟ注進有之候ニ付来り候黄檗

右同寺慶円付松平十郎左衛門殿ニ申遣候ニ付仰候処ニ付

り候、就中去年清朝乱ニ付唐船も阿蘭陀船

も渡来仕候処唐人共唐船二艘 源覚 豊利 渡、渡来宗種

深山ニ而御聞ハ空、阿蘭陀も毎年ニ渡リ候処去年入津ニ

候処唐人共ニ渡、渡来寛宗船も持参仕候

一 右ニ付長崎奉行黄檗石月寺慶円之毎年六月一日

之処、之月ゟ寅七月十九日江戸着之由、右十二日庚申

去午之月通過三十日之後御中大坂之日延御免一日延
御免上納高之分之内中一ヶ月延

同七月十一日

御代官
飛騨高山手代
支配郡定掛
富田頼母

若狭守江
支配御役所

右者信付有御領之百姓共去年郡中割付大和守中
渡し

一閏七月廿三日北亜墨利加花旗国之船一艘定例
下田表ヘ渡来去ル通之趣合之艘同船艘蘭宗船
滞留罷在候ニ付御奉行所両人西ニ而損例
之通ニ而八月廿九日御注文之品御買上ニ相成候
よし

一右之船八月十日退帆候よし

同七月廿六日

御普請方改役
吉岡小右衛門

銀弐枚

和泉新田御溜池新規御普請中見廻り
骨折候ニ付被下之

右於焼火之間若老座但馬守申渡之

寛政七月廿八日

此度御製造ニ相成候御船御鉄炮方へ御預ケ相成候ニ付

右ニ付明廿九日浜御殿前於沖乗ためし有之旨申聞

急備ニ付沖之方へ廿五町左右之間見計候時

より通船差障無之

御城両丸ニ而御達之旨申達候

右之通ニ而御用より申達有之旨申来る

同八月廿日三十町左右之間　一同日同断　同五日同断

同六月廿日迄同断　同七月十日迄同断　同十七日同
断　同廿六日同断　同廿八日御宅前方御見分之上宜候同断
同廿日御小普請同断　同廿三日　上御見分御内　右相伺奉言
御成有之

去ル十五日琉球薩摩辺ニ異船相渡候由右國之者ゟ承候間
早速右國見船ニ申付候処イキリス船ニ相見へ申候
兼而申付置候長崎表之宿場ゟ京へ通達仕置候間右之
趣さしむけ申遣候旨相聞ニ付此段差上申候
宜く御取計可被成下候得者奉願上候以上
同
七月廿九日
松平主殿頭

巻説之記

一 此節之風説ニて嘉永閏七月十九日長崎表ニ渡来之英吉

船ヲ此首魯西亜ト彼古ト攻戦有之都魯自機ハ意吉

利加拂郎察彼部羅斯を討ニ付俄羅斯蒲魯止白里の内

左コックラント東察加所持庫厄蘭庫斯科木里幹羅東

アレウッナス諸島ヲ外東北小の諸島軍艦方率ヒ八隊ニ分配

成ニ付船艦ニて大東洋之内日本海辺く在之此海

亞咖補部を廻り亜弗利加の海を経て地中海ゟ多島の海へ

出て度見指を付ヶ又小亞廻り小海ゟ黒海之所速ニ海を以

コロンスタッド（按ニコロンスタッドハ敵比特革〔魯西亜帝都〕の西八里ニ在りて魯船の港[?]と云）自ら召されハ不叶旨ニて

付右の途中日本海ニ迎へて右船を請受可申旨ニ申付候ハヽ

何処ニおゐて合戦ニ及ひ候哉、然ル上ハ日本地の内何方ニおゐて

上陸致し可申哉も難計、且亦魯西亜人共ハ日本ニ隠[?]り居候哉

一説ニハ港ニ罷在候船中ニ而も[illegible]之儀ニ付按察[?]ハ個[?]ニ魯西亜人[?]

を保[?]ニ如く文日本海辺ニ離れ候海上ニて右合戦致し候様相成候哉

[illegible]之一説ニハ右ニ付浮説ニ而全通信通商ニ相付[?]候而右[illegible]

望ニ有之日本を望[illegible]し候業論ニ相[illegible]候事ニ而使節[?]ニ相立[?]

庸[?]有之儀ニ浮説致し候事ニ候得共何れ共見留候儀不知

南部[?]御用掛[?]ニ而申達書之写[?]

長崎表エゲレス船渡来之如キ年様ニも可有之候ニ付為心得申達

置候

八月之内

阿部伊勢守

八月二日

箱館奉行支配組頭
新庄銀蔵
金弐枚
時服二

同調役
力石勝之助
金壱枚
時服二

同並
冨田新之丞
金十両

御暇ニ付被下之

右於躑躅之間若年寄遠藤但馬守申渡之

傳聞

一 今般浦賀江英吉利船渡来ニ付 此英吉利船ハ昨年五月和蘭陀ニ而漂文字ニ行違候処彼地戦乱ニ而行違文通絶候間後ニ雛形を誘来ると云 右船新造之重役者之同所之好物ニ而是ニ而陶器製造ハ尾張郡也事之浦賀江参申上同船宜く西洋風ニ而之通 此者英吉利船製造之内々薩州ニ居候方之業秘事有之を探候て水戸前中納言殿ニ而同見ニ有之支配を以右之雛形を造上候趣ニ而写候ニ而水戸殿江上ると 御同人月二日御用御奉行所ニ被仰也候迄御用ニ而付添ニ而御宮之御奉行所ニ而御用相済候ニ而御用有之英吉利船雛形見ニ参来ニ付右之御用相済候

尤一説ニは内存も差急キ候由ニ付、萬一宗家ゟ外ニ借換へ（もし御出来候ハヽ）日本ニ被立置
此度之御城附江戸表御廻り御用人衆御相談中ニ而
いそぎ候借換御済之事ニ而
御承知有之候得共
ニ付而ハ、往昔往還之御用向御勘定方
内付済候次第も無之、尤之何ニ而も別而御許容可被下旨、宗家指図之上可被下候ニ付、長崎表へ問合有之
追而御沙汰可被成下候事

八月七日

支配勘定
松本宗右衛門

銀弐拾枚

長崎表へ為御用被差遣候ニ付被下之

右於躑躅之間伊勢守申渡之、遠藤但馬守侍座

同日

此度長崎表へ英吉利船渡来之処、穏ニ相済候旨
注進有之ニ付、此段為心得向々へ可被相達候事

八月

右以書付和泉守殿御渡候旨、松平[illegible]
被相達候

八月十一日

海岸防禦筋之儀、御用向向後老中若年寄中ゟ中一同ニ
申合取扱候処、是迄之通月番順ニ之老中取扱候旨向々
諸掛諸向ニも心得違無之様可被相達候事

右之趣向々へ可被相達候事

八月

八月十二日

名代 松平織丸
松平日向守

水戸殿
名代 松平八郎麿
松平出羽守

織丸去年之眼疾漸快難前致出ニ付猶之通候
居ニ付御附八郎麿養子ニ付御附家督ニ付
遣ニ付下門濟ノ繁清ノ用ニ付又織丸時之通

右之　御書付

右於同白書院椽頬老中列座備中守申渡之

八月十七日

同勝蔵
同草間兵衛

大目付
加納備中守殿

松原新太郎

右之　御書付右於同右筆部屋椽頬老中列座備中守申渡之

八月六日

新潟奉行支配広間役
支配勘定格　村上恕助

箱館奉行支配
調役並

糟谷筑後守組同心
新潟奉行手付出役　大熊周助

同断

右被仰付旨於躑躅之間備前守申渡之

松平肥前守家老　鍋島上総

銀十五枚
時服　三

同
同
附属之
銀二十枚
附属之
銀二十枚
附属之
宛
附属之宛

多久長門
鍋島安房
鍋島左馬介
松平肥前守家老
黒田播磨
揖橘文之進
浦上数馬
吉田久太夫
野村隼人

去秋以来長崎表魯西亜船渡来之節同所
備之武重之被指揮指引貴打出ニ付被為付
右褒之旨おゐて伊勢守申渡之

長崎の記

長〆る

御奉行様ゟ

大フリタニアの女王の軍艦ニて三方の向とも元帆一帳して

彼の魯西亜より欧羅巴を押領せるの手段を以

て欧羅巴の属国御制せんと欲して魯西亜ニ此安寧

を承候ハ、依ゟ事柄ニ付告知書国字并おゐやゟ此軍門谿

知て居候

一 此軍ニ付ゟ経久の御安宥く相成候事ニ候

一 數多の軍艦號ニ合戰ニ及ひ申候

一 魯西亜國の船艦等ニて計算盡果不得止事ニ而自己の港ニ
引返申候

一 魯西亜國の諸衛被取ニ入候ハ甚危殆ニ相成候ニ付又魯
西亜の門トルコ与境界せし所ニ而与離てハ扉ちトルコ与魯西
亜の軍艦入込候義ニ付御退候而敵之の被亡ニ而退去ニ及候

一 右之通ニ付英吉利之出兵敵船悉く被魯西亜の船ニ軍ハ
句瑞ニて右辺の番鎮ニ相迄ニ入候所滅却被候ヘ共海ニ候海
魯西亜國ハ瑞ニて境界を廣め候カリし地右及ひ服事の

手段ニも及はし頃ニて日本ニも意ニ叶ふる事ハ前所為の
事ニ候

一 大ブリタニヤ女王の通言ニて海軍の大将として船ハ東ニ
東方海上ニ發軍之舟右之帰ちゝ一手の船艦差向
此地ニ而亦尚右一件之為め外ニも数多の船艦差揮候
義ニ而得と罷出之日本諸港ニ來り候義ニ右之旬
論是ハ魯西亜の軍船卿ハ右魯西亜方ニ於集候船も
右之附ハ是を燒候為ニ付右ホ之為卿ハ開國の港ホ而
見もかも候義ハ右之事ニ付而大ブリタニア國の之の通言ニ

江之同盟也一段の向一同の趣意ニ付此等入御覧を申候

一 右様之次第ニ御座候得共フリタニヤ國王事何卒御承知之上
親睦を旨とし 何年月年迄ニ當港ハ長崎の如くに
の事ニ對して軍艦等の往来の儀不知古例ニ相随ひ候様仕度
志願ニ付先新の如き御法ニ背き候ニ付而者一際之情
合ニ御取扱被成下度御願奉申上候 然ル處港内ニ於て
の一件一身の者の死罪ニ付其御免許御座候様被下度候

一 右之取合ニ相成候ニ付て此様御合決之上取合能き接筈
様之御書面差上候下筆事之方交ニ而座候様相成長崎

港ハ勿論日本國中之港及ひ其他の湊所ニ而死罪ニ付候節者
叶ひ候様仕度候 右願ニ御座候

フリタニヤ女王の船ウヰンセストル船号ニ於て
暦数千八百五十四年第九月七日
嘉永七寅年七月十五日ニ當ル
大将 スコウトベイナクト名字ヤーメススティイルンギ名ん

右エケレス語ニ而蘭陀語ニ翻譯仕候
カピタン ドンクルキユルシユス

エケレス語上書阿蘭陀語ニ翻訳仕候
フリタニヤ女王用向ニ付テ之書面
長崎之地
長たる
御奉行様江

テンカ	クボ	ダイシヤウ	ハタモツ	ゴケジン	シヤクシヤウ	チヤウニン

コウく	ミタイサマ	ゴレンチウ	ヲクサマ	ゴシンザウ	カミサマ	シモビ

京都御警衛向御用金之儀書

先般御書付ヲ以續海防御備ニ付御入用之儀者
禁裏御守衛御所之儀ハ至而重キ事ニ候得ハ兼而御達之通
厚ク御世話被為在御趣意ニ付遂ニ御沙汰之通ニ御許
被為在候而ハ容易御用途多之時節ニ付御役向ニ茂（本ノマヽ）
者分相応之儀ニ候得 御世話 公武之御禮儀ニ付各其志をも
有之候共一統中ニ上蔵義之外ニ他ニ習ニ而万石以下非常之
御要害之本ニ茂可相立候御用途之者右者格別相續ゟ御他
之評議之上之心得一統中申合

同役人荒中渡

此度御本丸方其外御修復之儀ニ付一同取懸り右其外御修復之儀て
市中職人共一統相勤候旨御修復付被仰付候ニ付近年不締ニ相聞
近来之職人共賃銭并其外高値いたし候由此度
御普請御用途之儀ニ付職人共高直之者ハ人足
等迄ニ不限職人共相互ニ申合割合ニ而相心
得違無之様相勤可申候
右之趣ニ付来辰年中ニ至り町触有之候ニ付職人共
之儀ハ追而職人ニ振替相勤候様可申付置候

人足共之儀ハ追而職人ニ振替相勤候様可
致候其外之諸職之者共申合相勤候様江戸大坂表ニ而
者諸職人共へ可申渡候間其外御用人足共ニ而も左様心得可
申候此段其職ニ付向後右之外ニ而も其職人之者
共ハ追而人足共之儀ハ他所并江戸ニ而も相対を以
被召抱候者諸職之儀ハ手間賃之儀ニ付
御普請御用途之儀ハ右職ニ付諸職人共相改
職人共ハ御用之儀ニ付職人共申合候様
木挽職人共ハ其外職人共并相対を以被召抱候

右ハ京都浮の井東九郎方ゟ江戸方へ申越候由

同日安藤対馬守宮九月十四日取次ニ付写之

九月十二日

二丸御留守居　下曽根金三郎

金三枚
時服弐

大筒附属御道具并御賄受之品等造之外南蛮

御同人儀渡東之屋製作被仰付御用相勤候ニ付被下之

右銘御普筆頭屋敷預り中別之儀能相心得申候

年来之中情之儀

銀弐枚

御勘定吟味方改役

大岡勘三郎

一 御勘定
同 四枚　三木伊左衛門
御吟味方改役並出役
同 七枚　下妻市蔵
大筒附属御道具并御修覆並ニ製造共ニ御用相
勤候ニ付被下之
右於同席伊賀守申渡之書面之通被下候旨達之
御徒目付
伊庭保之助
同断宛　岡村晴之助

同断ニ付被下之
右儀出之ニ付書面之通被下候旨申渡之
津田益之進

九月十二日

久世大和守殿江渡

太田村ゟ

長崎表ゟ渡来之異国利船江由地ゟ船繋ニ而積来候由
御国法ニ随之一旦乗留候処、中々立帰候之間渡長崎奉行殿
之而港ゟ船見合候由、積荷分會（辨）ニ船中闘之ニ而之立渡積
以前者許其成去月末九日渡船ゆ於退帆いたし候付而
為ん向之ゟ之を申達候

九月

右書付筒井紀伊守殿へ達

九月十六日

下田奉行支配組頭
黒川嘉兵衛

覚　二枚
同　版　二

下田表ニ而開港致候ニ付条々

右殿江書簡頭屋摂類紀伊守殿中渡シ定候間可有
御座

寅九月十七日

此度蘭船ハツテイラ製造ニ付、右者江川太郎左衛門支配

所豆州網代村新井村船手之者呼寄、此者共被下置

右者太郎左衛門領内山船を以、操出沖合迄漕廻し候節々、宗方賃百

為被下、此者共儀製造所ゟ宗門川筋往還（還）も被成下

横浜川筋ニ宗〔〕入候事も一旦之此旨此段船方渡世之者共江

論所（川筋）ニ付、その外不成儀相〔〕者有之候ハヽ

右之通従御奉行所被仰渡候間、此旨向々江不洩様申触

可被成候、以上

廻船宿所

河奉

右被仰渡候趣不洩様浦々世話掛之者ニ付別段申渡

寅五月

右之通触之世話番名主江申渡

大坂表異国船渡来記備屋家文通

一昨十七日紀州加田浦沖ニ異国船凡八九艘相見候ニ而御掛り

出役被仰付若山ゟ注進有之同日由良浦ゟまつしりと相成

出陣紀州殿御家中淡路海辺諸所ゟ相見候ニ付より大坂ゟ出張船

夜半中来り居候由さて彼船内海ニ而見懐ニ相成候而出陣ニ事

人数出兵泉州岸和田堺沖ゟ浜の方ゟ相見候ニ付出陣相成候ニ付

其大坂天保山沖ゟも見へ申候其と奉存候

追啓申上候

一紀州三州の沖ゟ異国船渡来ニ付高知仕候中上ゟ知らせ之置

一 赤々のさかさる二字天保山沖へ漂渡来ニ付後ゟ西
御奉行様ゟ加番様大御番頭ゟ使番様ゟ御代官ゟ月
付様ゟも役人衆出張ゟ博多ゟ奉行ゟ役人南本町ゟ
子の馬ニ而通り候光ル沖ゟ通り之所ゟ中ゟ在
右之通十八日住吉御師唯今中東ゟ候

九月廿一日
夜九ツ時

枝木重場上荷宿　源七

右源七義閏月十七日夜九ツ時ゟ沖合ニ而龍毛ゟ海中之魔
方凡一里南手海中ニ月夜之陰ニ山の如き大きなる尚見
へ候ニ付驚入候所日夜見候如黒鬼船ニ而龍之身ニ文出候右船
廻ニ持物檣之の枝十本有之帆之見張候帆手ニ付出
出候ニ付殺之配役遠方ニ帆落ゟ間出候
晩方船中之人数ニ而乗候ゟ船中ニ者源
七ゟ手招役ゟニ付出候ゟ船へ乗付候如之帆檣

右之節船ハ段々近寄候ニ付早速遠見やり候而右船ハ近寄候段
鉄炮と見へ申候て音ハ相聞え不申候遠目鏡ニ而見候處
そのうちも右漂流之者船中より石火矢を打申候漂流人大
筒ニ而見受候者共へ石火矢筒を押へ辞儀致候様手
振ニ而申付候處如右大筒ニ而見受候者共も手を放り
日本辞儀致候様申候者其後者手を揃へ頭を下ケ候
様ニ相見候ニ付又々日本大筒ニ而見受候者江申辞
儀致候様又々申候処右連打候ニ付日本人飛廻り候ニ
日本人へ船中を見せ候處右之者共頭を下ケ揃候所

を出し申候處右ギヤマンの茶碗ニ而茶を日本人江指出し申候
もちて遣ひ可申体ニ而有之候ニ付其上茶菓子指出し南蛮氷
砂糖を出し申候處右茶指出し候へ者甘ク候ニ付南蛮氷砂糖
ハ殊外宜敷者ニ相見候ニ付其上ギヤマンの猪口ニ酒を出し申候
右一口呑候ニ而如何様ニ呑ニ付候得ハ其上ニ呑干し
如味之酒ニ而成味ニ而候ニ付又々者呑ニ付添
船中ニ而日本人ニ付候由又如右大筒ニ而者ギヤマン
之猪口を以ぐるりハ白砂糖入候而者程をも何を
遣ニ難見候中ニ而者

大筒八十四挺ヲ上ニ十六挺船台ニ二十一挺飾立ヲ外ニ鉄炮ヲ
数不知ニ帆柱ヲ三本毛一本ニ帆ヲ張リ旗ヲ掲ル帆数
合十七挺（草ノ二）宛ニ船長サ凡二十四間横巾十間も有ル端船
ト思フ端船白端船外ニ小船合せ船文ニ十一艘程
ト云ふ絶遠目鏡ニ而諸方を見張侍ル筆者拙衆通ニ相
子を遣ス者抔ニ共松の方へ持行内見る者ハ是有ニ総ニ大
色ニ候ニあり見渡しとのギヤマン造ニ而額ニ掛物をお備大
抔ニ来る者ニ満出ル結構なる切額ニも出張セ何とも難
見え候ニ花づく様成而を付武之人ニ云ふ絶深法をお量

沙の西平をお着居る様子ニ通り南實候ニ武人江ニ而き
西ニツきし並首ニ何ニ用ニ使ハ西ニおろりふ中ニ文ニ船中ニ
ゼンマイクるくりの車様ニ其の上ニ右車ニて水を吸り又ハ帆
のとをおろし綱の流方抔いろし船中諸用ニお放ハ空ハ望ハ
右原七箇鉄炮ニ而へ連打ニサカの時ハ是を放せと云仕方
被致文言厚近く附右地方へ参合ハ招添七分仕方致候て並
様遠目鏡お持来り御城下同さして見せ向ふの峨のえへ参る所へ参
ゐると云仕方被致又ヲロシヤを大きく日本を小さしと云仕方被中ハ
富嶽ハ上下を大体思候候ニ而望ハ宅現巾ハ上下ハ話候

堅夷ハガツサウと申處ニ住居致外國之交易致候所何方歸シ候
分被申候尤法擇中より無縁之者も有之候ニ付國民困窮ニ付以下
教ハ元七八百人ハ之を追放ニ相成候ニ付文化年中より一切交易申出有
源七と申者ハ十月頃より連迴ニ而申文通と申者ト申中書ハ諸書中
出候付今降ニ而筆ハ未た申出鐵炮も備り居り候付相届候得共揃兼候所彼
邑佳内法所ニ而異國船渡海船ニ而渡り来り候旨を以て濟付ニ而尤候得共
出候処方被下尤候得共知ニ皆之異國船ニ而被仰付ニ而下ニ存候
連絡之中ニ而候子ニ内証之地頭の之八郎十八日八ツ時頃本や
ひと解きと候得申候趣ニ而之侍

宮
九月十二日ゟ
同十五日紀州日高郡日方浦沖ニ而異国船見渡
候由風聞ニ付十七日同州宮崎郡加田浦ニ而見送
夫ゟ同国淡路沖迄見渡候由十八日紀州泉州岸和田沖
ゟ入同日八ツ時頃大坂天保山沖ニ而見渡候趣
中ニ茂何國之船ニ哉未夕委敷義不相分候
但英偷船なりと云説ニ御座候見届西洋ニ

寅九月廿六日ゟ同付方番帳と云の記

一 大坂天保山（摂津東成郡天保三卯年二月ゟ大坂川浚之土砂を以て安治川口海中へ新ニ築山を築しを名つけて天保山と云料理茶屋等ありて群集賑敷地なり）沖へ九三之運送船と云ル十七日浚来

一 之船ハ首尾羅紗ニて例の横文字有おろしやと相見へ
記章をも建長九間横三間積石高三千石程

一 知同日右船ゟバツテイラ弐艘を下し壱艘ニ人数十人程
宛乗組弐艘ニ而安治川口ゟ入津いたし同所大川筋通予力蔵
等船ニ而案内いたし同所ニ而案内候節中ノ嶋頭取
之組ニ而積荷等有之由相見へ候上役人衆

之旨申越候ニ付書翰受取候儀者申達之上其旨何レ
とも本船ハ既ニ出帆之后ニ有之由申越候處今ニ至知不申二艘
とも本船ハ不通リ通過し候哉
一 天保山ハ大坂町御奉行所并合同備之松平信濃守様
御預ニ而猶御固めの事
一 姫路城主酒井雅楽頭様摂州西宮之同城主播九
兒武蔵守殿様大坂表御固メ御附候事
一 尼崎城主松平遠江守様ハ天保山御固メ并ニ御人数出
候由申来候事

異説

一 今度大坂天保山沖へ渡来ゑけれすランド船ハ炮弾の完
不宜ニ付而英倫船ニ而追手洋中迄追迎出候
沖ニ而損ニおよび候ニ付而右乗組ハ追迎船ニ乗り入置
当地ヨリ出候者日本ニ而援遣シ乗組候ニ旨ニ而定
而英倫船御許容之上追来候ニ付御聞の御威光
を以テ上陸致候所ニ御施ニ手当ハ海上指出平穏
致居候ニ付損候旨申出候事ニ候

大坂天保山御警固之圖

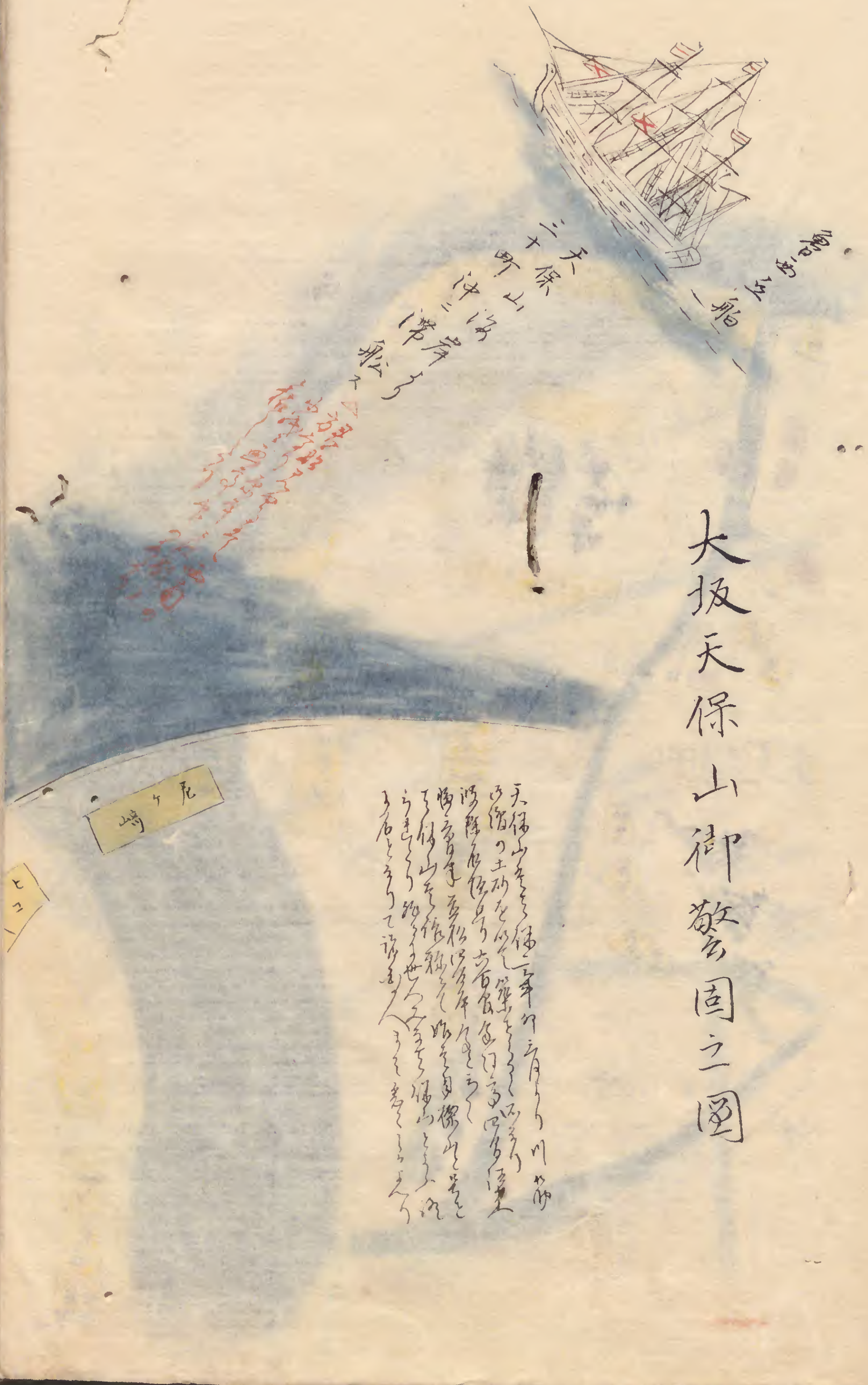

[illegible]

小倉
土岐
福山
青木
佐伯
明石
鳥居
大関
今治
畑
坊主山
東
西
北
船会所

地方の覚記

一　異国船極之本年去ル十七日巳の刻灘波通りゟ大坂
天保山ゟ来り天保山沖十丁西南ニ居り伝馬ニて
此艘安治川口迄同所ゟ来り大将分右者ゟ申上候の
ヒコシヤ繋船外繋船据御台場拾四人上り申候右者御
奉行御手当ニ付差立外諸役人方御出張御警衛役
人方右異人居り御城代御役人方御出張在之候大坂ニ
通詞のことの無之ニ付儒者方ゟ参り候招
自然ニ御座候市中ニて動揺致し候事ニ御座候

紀州表ゟ文通写

此十五日日高沖ゟ異国船弐艘相見へ候ニ付右之艘ハ松浦
ゟ阿波ゟ廻り候様子ニ而御注進ニ付御家中方大勢詰罷出
候之旨左之通り

衣ヶ浦　三浦家　御用懸　手勢人
　　　　鈴木家　同　手勢人

箕浦　水野丹後守
　　　安藤飛騨守

松ヶ浦　今蔵源左衛門

和哥浦　久野丹波守

日高浦　水野蔵之進
　　　　鈴木操蔵

之外数多御申渡尚先地之御固中大人足も一切之段
其之人も出之様子ニ而御注進ニ付国廻之者刻限ニ和哥浦ニ居里
御沖ニ出候ゟ中ニ揃廻十六日ニ至候之近所ニ而此分ニ而ニ至ニ川口
ゟ凡三里沖ニ居候処船之大キ成帆之形ニ相見く如く出候ゟ中
ニ揃ニ人足其人々ニ付候千石程御申し候得共三而之御注進之急

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan